

装管調第68号
令和元年5月7日
一部改正 装管調第1625号
令和元年6月5日
一部改正 装管調第12868号
令和3年9月6日
一部改正 装管調第2494号
令和5年2月17日

調達事業部需品調達官
調達事業部武器調達官
調達事業部電子音響調達官
調達事業部艦船調達官 殿
調達事業部通信電気調達官
調達事業部航空機調達官
調達事業部輸入調達官

調達管理部調達企画課長
(公印省略)

防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用に当たっての追加事項について（通知）

標記について、防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領について（装管調第16767号。30.12.17）別紙第11項の規定に基づき、別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

関連文書：装管調第16767号（30.12.17）

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設計画課長、防衛大学校総務部会計課長、防衛医科大学校事務局経理部経理課長、防衛研究所企画部企画課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部監理部会計課長、陸上幕僚監部装備計画部装備計画課長、海上幕僚監部総務部経理課長、海上幕僚監部装備計画部装備需品課長、航空幕僚監部総務部会計課長、航空幕僚監部装備計画部装備課長、情報本部総務部会計課長、防衛監察本部総務課長、各地方防衛局総務部会計課長、長官官房会計官、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官、各研究所総務課長、各試験場長

防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項の調査研究等への適用に当たっての追加事項

- 1 この追加事項は、公共調達の適正化を図るための装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用について（装管調第16766号。30. 12. 17。以下「長官通知」という。）、防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領について（装管調第16767号。30. 12. 17。以下「部長通知」という。）及び防衛装備庁における装備品等又は役務の調達における総合評価落札方式の適用に関する事務処理要領の細部事項について（装管調第16768号。30. 12. 17。以下「課長通知」という。）に定めるもののほか、中央調達において調査研究等に係る契約を総合評価落札方式を適用して行うために追加的に必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この追加事項における用語の意義は、長官通知及び部長通知に定めるところのほか、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 部内限り 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19. 4. 27）第1第2項第1号に規定する部内限りをいう。
 - (2) 注意 取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（防防調第4608号。19. 4. 27）第1第2項第2号に規定する注意をいう。
 - (3) 秘密 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第2条第1項及び防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第26号）第2条第1項に規定する秘密をいう。
 - (4) 特別防衛秘密 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密をいう。
 - (5) 特定秘密 特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密をいう。
 - (6) 秘密等 秘密、特別防衛秘密又は特定秘密をいう。
 - (7) 保護すべき情報 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日。以下「情報セキュリティ通達」という。）第2項第1号に規定する情報をいう。
- 3 契約担当官等は、調査研究（契約の目的に係る行政事務に関する情報の収集整理若しくは課題の特定、選択肢の作成評価、要求要件の定義その他の検討又は当該収集整理若しくは検討に係る補助、支援、助言、提言等に関する業務をいい、調達要求又は入札公告等において「調査」又は「調査研究」の語を用いないものを含む。）又はコンピューター・サービス若しくは電気通信サービスの調達に関する委託、請負等の契約を行う場合には、契約を履行する業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）各個人の学歴、職歴、業務経験その

他の経歴又は専門的知識その他の知見、資格等の差異によって事業の成果について生ずる差異が特に小さく、かつ、秘密等及び保護すべき情報その他の非公知の情報を契約相手方が知得し、又は生成する機会を伴わないと書面によりあらかじめ調達管理部調達企画課長の同意を得て認めるとき及び次項によるものを除き、長官通知、部長通知及び課長通知並びに次の各号に定めるところにより総合評価落札方式を適用して行うものとする。

- (1) 物別官室長は、部長通知別紙第7項に規定する評価の基準（以下「評価基準」という。）に係る課長通知別紙第5項第1号又は第2号の協議に先立ち、又はこれに伴って行う調達要求をする者（以下「調達要求元」という。）との調整に当たって、仕様書に付紙第1－1又は付紙第1－2を基準とする要求事項が規定されるよう調整する。この場合において、当該仕様書が複数の者からの事前の提案活動又は情報収集等に基づき作成されたものでないときは、調達要求元から、書面により、競争参加資格及び履行能力の双方を兼ね備える者が一者に限られることの合理的な説明が提出されるまでは、以降の手続を進めない。
- (2) 物別官室長は、評価基準に係る課長通知別紙第5項第1号又は第2号の協議に当たって、あらかじめ付紙第2を基準とする評価要素を盛り込んだ評価項目を設ける。
- (3) 前号の評価基準において、入札者たる事業者の履行能力ではなく、業務従事者各個人の業務実施能力を評価する項目を設ける場合には、必要に応じ、一人につき一の評価項目を充て、又は複数人に係る評価を一の評価項目に統合することができる。
- (4) 前号において複数人に係る評価を一の評価項目に統合する場合における当該評価項目に対する得点（必須項目に係る基礎点若しくは提案項目に係る加算点又はその双方の合計点をいう。）の配分は、課長通知別紙第5項第6号の規定にかかわらず、技術等（入札者の提示する専門的知識、性能、機能、技術及び創意等をいう。以下同じ。）に対する得点配分全体の10分の1に当該評価項目の対象人数を乗じた数以下とする。
- (5) 物別官室長は、課長通知別紙第7項に規定する入札説明書に、付紙第3を基準とする手続等を明記する。
- (6) 物別官室長は、入札者から付紙第3第n項第2号イ及びウに掲げる資料が提出されたときは、速やかにその写しを調達要求元に送達し、当該資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の提出、修正、差替えその他入札者に対して求める措置を照会する。
- (7) 前号の照会結果による入札者に対する措置の求めは、物別官室長を通じて文書により行う。
- (8) 物別官室長は、前2号により提出等された資料、説明等に基づき、調達要求元と協議の上、付紙第1－1又は付紙第1－2第m.○項a)からc)までに定める情報保全に係る履行体制の実効性に対する法令上、契約上又は事実上の影響について懸念が存在しないことを確認する。この場合において、調達要求元が防衛省本省内部部局又は防衛装備庁内部部局に属する者以外の者であるときは、書面により、事前に調達管理部調達企画課長の同意を得る。

- (9) 物別官室長は、前号の確認ができない入札者については、当該懸念が存在しないことの追加的な証明を求める。
 - (10) 第7号又は前号の求めは、入札書等の提出期限又は課長通知別紙第7項第2号に規定するヒアリングの実施時期のうちいずれか早い日の前日以前を期限として行い、物別官室長は、当該期限までに対応が完了しない場合は、入札に必要な書類の提出を満足しなかった者として以降の手續に参加できない旨を入札者に伝える。
 - (11) 物別官室長は、第7号又は第9号に規定する求めを行う理由について入札者から尋ねられた場合であって、当該理由に不開示とすべき情報が含まれるときは、当該理由を開示できない事由を回答する。
 - (12) 物別官室長は、付紙第3第n項第2号イ及びウに掲げる資料の提出がなく、又は第7号若しくは第9号に規定する求めへの対応を期限までに完了しなかった入札者については、その時点で不合格と判定し、以降の手續きに参加させない。
 - (13) 課長通知別紙第10項に規定する技術等に係る評価は、課長通知別紙第9項の規定により作成した評価要領に基づき、部長通知別紙第8項に規定する会議体評価方式により行う。この場合において、付紙第1-1又は付紙第1-2の第n項及び第m項に係る評価は、第6号の資料並びに第7号及び第9号の規定による資料、説明等を付し、業務従事者名、入札者名等を明らかにして行う。
- 4 契約担当官等は、前項に該当する契約について、企画競争その他随意契約の方式を適用する場合又は時間的制約その他の必要から部長通知別紙第3項の規定に基づき最低価格落札方式を適用する場合には、随意契約の方式を適用するときにあつては適宜の公示等により、最低価格落札方式を適用するときにあつては入札公告等に付紙第4を基準とする規定を設けることにより、次の各号に掲げる資料を提出させ、前項第1号及び第5号から第12号までの規定の例により、仕様適合性を確認するものとする。
- (1) 各業務従事者毎の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、資格、母語及び外国語能力、国籍その他文化的背景、業績等（修業、従事、取得等の時期及び期間を含む。）が分かる資料
 - (2) 顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、契約相手方の代表権を有する者、役員（持分会社にあつては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者は、これに接してはならず、かつ、職務上の下級者等に対してその提供を要求してはならない旨を定める社内規則（締約締結のときまでに施行予定であるときは、当該施行期日が明記された発簡済みの未施行規則）の写し（仕様書の要求に関わらない部分は、残余の部分から当該部分が仕様書と無関係であると判別できる態様により、墨塗り等の方法により消除させることができる。）
 - (3) 契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者（次号において「親会社等」という。）の一

覧及び契約相手方との資本又は契約（名称如何を問わない何らかの合意をいい、間接契約、三者間契約等を含む。以下同じ。）関係図

- (4) 顧客との契約に基づき契約相手方以外の者に対する伝達又は漏えいが禁じられた情報が報告、共有その他情報提供の対象とならないことが明記された契約相手方とその親会社等との関係を規定する契約を化体する書面すべての写し（仕様書の要求に関わらない部分は、残余の部分から当該部分が仕様書と無関係であると判別できる態様により、墨塗り等の方法により消除させることができる。）
 - (5) 前各号の資料によっては付紙第 1－1 又は付紙第 1－2 第 m. ○項 a) から c) までに定める情報保全に係る履行体制の実効性に対する法令上、契約上又は事実上の影響について懸念が存在しないことを確認できない入札者については、当該懸念が存在しないことを追加的に証明する資料
- 5 契約担当官等は、前項に規定する調達、随意契約に係る手続又は入札に参加できる者が次の各号のいずれかに該当する者に限られるものである場合には、前項第 2 号から第 4 号までに掲げる資料の提出を求めないこととして公示等又は入札公告等に係る期間を短縮することができる。ただし、この場合においても、付紙第 1－1 又は付紙第 1－2 を基準として定める要求事項は緩和してはならない。
- (1) 秘密等の取扱いに係る特約条項を付した防衛省との契約を現に履行中である者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、当該年度又は前年度に秘密等の取扱いに係る特約条項を付した防衛省との契約を履行した者であって、調達要求元が属する機関の長（当該機関が防衛装備庁である場合にあっては関係する長官官房審議官、部長又は施設等機関の長）が第 3 項第 8 号に規定する懸念が存在しないことをあらかじめ保証する者
 - (3) 当該年度又は前年度に既に第 3 項第 8 号に規定する確認を得た者（この項の規定の適用を受けて確認を得た者を含む。）であって、当該確認に係る資料（個別の業務従事者に係るものを除く。）について一切の変更がない者
- 6 第 3 項から前項までの規定は、コンピューター製品、電気通信機器若しくは医療技術製品若しくは医療技術サービス若しくは情報システムの調達若しくは研究開発若しくは広報に関する契約その他の総合評価落札方式を適用することに係る財務大臣協議が整ったものとされ、又は個別に整った契約（第 3 項に規定するものを除く。）であって、業務従事者各個人の学歴、職歴、業務経験その他の経歴若しくは専門的知識その他の知見、資格等の差異によって事業の成果に相当程度の差異が生じ、又は秘密等及び保護すべき情報その他の非公知の情報を契約相手方が知得し、若しくは生成する機会を伴うと認めるものについて、必要な範囲において準用することができる。ただし、当該契約が、契約相手方に部内限り若しくは注意の情報（電子計算機情報を含む。以下同じ。）を提供すること又は秘密等を取り扱わせることを伴うものである場合には、当該契約に係る手続に参加できる者が前項各号のいずれかに該当する者に限られるものであるときを除き、第 3 項から前項までの規定を必要な範

囲において準用するものとする。

- 7 前項に規定するもののほか、第4項及び第5項の規定は、コンピューター製品等又は情報システムの調達に該当しない情報システムに関する契約、研修に関する契約その他の総合評価落札方式を適用することに係る財務大臣協議が整ったものとされておらず、かつ、個別にも整っていない契約であって、業務従事者各個人の学歴、職歴、業務経験その他の経歴若しくは専門的知識その他の知見、資格等の差異によって事業の成果に相当程度の差異が生じ、又は秘密等及び保護すべき情報その他の非公知の情報を契約相手方が知得し、若しくは生成する機会を伴うと認めるものについて、必要な範囲において準用することができる。ただし、当該契約が、契約相手方に部内限り若しくは注意の情報を提供すること又は秘密等を取り扱わせることを伴うものである場合には、当該契約に係る手続に参加できる者が第5項各号のいずれかに該当する者に限られるものであるときを除き、第4項及び第5項の規定を必要な範囲において準用するものとする。
- 8 第4項、第6項又は前項の規定により契約を行う場合において、秘密等の取扱いに係る特約条項を付した防衛省との契約を現に履行中である者が、当該契約の件名その他当該契約を特定するに足る情報を添えて申し出たときは、第4項第2号から第4号まで又は付紙第3第m項第2号エ①から③までに掲げる資料の提出を免除するものとする。
- 9 第3項第5号から第10号まで及び第12号並びに第4項から第7項までの規定にかかわらず、契約担当官等は、公共調達の適正化を図るための措置について（装管調第107号。27. 10. 1。以下「適正化措置」という。）第1項第5号から第7号までの規定に基づき、又は事業者が有する許認可、ライセンス、設備、製造図書等（適正化措置第1項第8号アの規定に基づき行われた随意契約を履行する過程において契約相手方が知得した当該契約の対象装備品等に係るソースコードの純正な解釈を含む。）を要件とする企画競争若しくは公募の結果等に基づき随意契約を行う場合には、第4項第1号に掲げ、又は付紙第3第n項第2号イ並びに第m項第2号イ及びウの規定に基づき、若しくは付紙第4の規定に基づく個別の業務従事者に係る資料（以下「個別資料」という。）の提出の時期を、契約の締結後を含む保護すべき情報又は秘密等の取扱いに着手するときまで猶予することができる。この場合において、個別の業務従事者の経歴、知見等を確認しなくても事業者としての履行の確保に特段の支障を生じないと契約担当官等が認めるときは、情報セキュリティ通達添付資料別紙に示す、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準第5第2項第1号エの規定による取扱者名簿の同意申請又は秘密等に係る同等の手続をもって個別資料の提出に代えさせることができる。

仕様書において定める要求事項

1 総則

1.○ 引用文書等

1.○.1 引用文書

1.○.1.1 法令等

- a) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第 1 3 7 号。令和 4 年 3 月 3 1 日。以下「情報セキュリティ通達」という。）

n 本○○に関する要求

n.○ 本○○の実施体制

契約相手方は、本○○の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

a) ～ x) ○○○○

- y) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること

- z) 前記 y) の業務従事者が○○〔要求する特定の経験、資格、業績等〕を有すること

- v) 上記 y) の業務従事者が、前記 z) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること

- w) 前記 v) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること

m その他の指示

m.○ 情報保全

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第 2 項第 1 号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、1.○.1.1 項 a) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第 1 3 7 号。令和 4 年 3 月 3 1 日）における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第 5 項第 4 号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報とし

て取り扱うものとする。)として取り扱われることを保障する履行体制

b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

仕様書において定める要求事項

1 総則

1.○ 引用文書等

1.○.1 引用文書

1.○.1.1 法令等

- a) 秘密保全に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 36 号。以下「省秘訓令」という。）
- b) 防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成 27 年防衛装備庁訓令第 26 号。以下「庁秘訓令」という。）
- c) 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和 29 年法律第 166 号。以下「MDA 保護法」という。）
- d) 特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号。以下「特定秘密保護法」という。）
- e) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第 137 号。令和 4 年 3 月 31 日。以下「情報セキュリティ通達」という。）

n 本○○に関する要求

n.○ 本○○の実施体制

契約相手方は、本○○の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

a) ～ x) ○○○○

y) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること

z) 前記 y) の業務従事者が○○〔要求する特定の経験、資格、業績等〕を有すること

v) 上記 y) の業務従事者が、前記 z) に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること

w) 前記 v) の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること

m その他の指示

m.○ 情報保全

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た秘密等（省秘訓令第 2 条第 1 項に規定する秘密、庁秘訓令第 2 条第 1 項に規定する秘密、MDA 保護法第 1 条第 3 項に規定する特別防衛秘密及び特定秘密保護法第 3 条第 1 項に規定する特定秘密をいう。）の取扱いに当たっては、この契約に適用される各特約条項に基づき、また、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第 2 項第 1 号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」とい

う。)の取扱いに当たっては、1.○.1.1項e)装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(防装庁(事)第137号。令和4年3月31日)における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき(保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて)、それぞれ適切に管理するものとする。この際、特に、秘密等及び保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報(情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。)として取り扱われることを保障する履行体制
- b) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

評価基準における評価項目に盛り込む評価要素

- 1 実施体制に係る評価項目において、事業者の能力、体制、実績に関するものの一つとして評価すべき要素
 - (1) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、秘密等及び保護すべき情報等（保護すべき情報については、情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制を有していること
 - (2) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制を有していること
 - (3) 官が個別の書面により承認した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制を有していること
- 2 実施体制に係る評価項目において、契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）について、個別に要求する特定の経験、資格、業績等とは別に共通的に評価すべき要素
 - (1) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい者であること
 - (2) 前号の業務従事者が履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること
 - (3) 前号の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること

入札説明書において定める手続事項

n 入札書の提出場所等

- (1) 入札書及び入札に必要な書類の提出場所
〇〇〇〇
- (2) 入札書及び入札に必要な書類の提出期限
 - ア 入札書等（競争参加資格の確認のために必要な資料を含む。）
令和〇年〇月〇日（〇〇時〇〇分）
 - イ 業務従事者リスト及び履歴資料
令和〇年〇月〇日（〇〇時〇〇分）
 - ウ 非公知の情報の取扱いに関する資料
令和〇年〇月〇日（〇〇時〇〇分）
 - エ 提案資料
令和〇年〇月〇日（〇〇時〇〇分）

m その他

- (1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
 - ア この一般競争に参加を希望する者は、「入札及び契約心得」（平成 27 年 10 月 1 日防衛装備庁公示第 1 号）、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を了知の上、入札しなければならない。（以下略）
 - イ この一般競争に参加を希望する者は、業務従事者リスト及び次に示す履歴資料、別封の非公知の情報の取扱いに関する資料、別封の提案資料並びに封入した入札書を上記 n (2) の入札書及び入札に必要な書類の提出期限までに提出しなければならない。
なお、入札者は、提出した資料に関し、説明、質問への回答、追加資料の提出、契約担当官等との協議等に応じる義務を負うものとする。
 - ウ 業務従事者に係る履歴資料は、任意の書式により次の内容を記載する。
ただし、必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。
 - ① 各業務従事者毎の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、資格、母語及び外国語能力、国籍その他文化的背景、業績等（修業、従事、取得等の時期及び期間を含む。）
 - エ 非公知の情報の取扱いに関する資料は、次を標準とする。ただし、必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。
 - ① 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、秘密等及び保護すべき情報等（保護すべき情報については、情報セキュリティ通達第 5 項第 4 号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われる場合は、契約相手方の代表権を有する者、役員

(持分会社にあっては社員を含む。)、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者は、これに接してはならず、かつ、職務上の下級者等に対してその提供を要求してはならない旨を定める社内規則(締約締結のときまでに施行予定であるときは、当該施行期日が明記された発簡済みの未施行規則)の写し(仕様書の要求に関わらない部分は、残余の部分から当該部分が仕様書と無関係であると判別できる態様により、墨塗り等の方法により消除することができる。)

- ② 契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者(③において「親会社等」という。)の一覧及び契約相手方との資本又は契約(名称如何を問わない何らかの合意をいい、間接契約、三者間契約等を含む。以下同じ。)関係図

- ③ 顧客との契約に基づき契約相手方以外の者に対する伝達又は漏えいが禁じられた情報が報告、共有その他情報提供の対象とならないことが明記された契約相手方とその親会社等との関係を規定する契約を化体する書面すべての写し(仕様書の要求に関わらない部分は、残余の部分から当該部分が仕様書と無関係であると判別できる態様により、墨塗り等の方法により消除することができる。)

(3)～ (以下略)

最低価格落札方式の適用時の入札公告等において定める手続事項

n その他

- (m) 入札に関する条件 仕様書第 n.○項に定める本○○の実施体制並びに第m.○項 a) から c) までに定める情報保全に係る履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和○年○月○日 ○○:○○。必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。